

佐賀県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年六月十日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字長葉山二一四二の二、二一四三、二一五五の五、字大久保二四六三

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字長葉山二一三五の一、二一三五の四、二一三七の八、二一四一の七、二一五四、字大久保二四六七の三、二四六七の八、二五〇三、二五〇六、二五〇七、二五〇九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)